

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公 印 省 略)

令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところである。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 7 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,195 人、うち死亡者数は 30 人となっている。業種別にみると、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、別添のとおり、令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとする。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図る。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定である。

については、管内の事業者団体に対して本キャンペーンの周知について要請を行うとともに、事業者に対し、4 月から 9 月末までに実施するパトロールや、労働衛生管理体制に係る指導等あらゆる機会を捉えて、要綱の 9 及び 10 に記載された事項について取り組むよう指導されたい。また、指導に当たっては、死亡災害の多い建設業、製造業、警備業、運送業に対して重点的に行われたい。